

お気に召さないのは どこ？

N 5

2009.9.19

J R 東海 労 東 二 運 分 会

= W A N T E D =

どこがお気に召さないのか 図りかねています。誰か、その答えを知りませんか？ 是非ともお知らせ下さい。

お尋ね者、とはいささか失礼かと思いつつも、その真意を確かめるべく苦肉の策です。何を知りたいのかというと、相次いで撤去される「とうにうん」の何処が「協約違反なのか」、をです。ちなみに労働協約では「掲示内容」について、以下のようになっています。

【掲示類は①組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、②会社の信用を傷つけ、③政治活動を目的とし、④事実に反し、または⑤職場規律を乱すものであってはならない。】(○数字は筆者加筆)

わたしたちの掲示はこの5つの条件の何処に触れるのでしょうか？ ①は当然OKでしょう。②も③も④も⑤もOK、クリアーでしょう。・・・も、もしかして②と④が原因で⑤ということか？ いずれにしても「協約違反」の事実を示してほしいものです。関係者または、事情に詳しい方からの連絡を待っています。秘密は厳守します。

「有頂天？ 掲示持ち去り 身勝手に」 C D 頑爺

覚えているでしょうか？

掲示といえば、06年12月23日に「セキュリティの再徹底について」という所長掲示が5日間だけ張り出されました。この時の所長は前任の西原さんでした。この掲示は、5名の東海労組合員が運輸所を訪れた時の行動を「騒いで業務妨害」「テロリスト的な行為」「テロリスト的な行為に加担」、というものです。さらにその後、不当処分をも行ったのです。

当然わたしたち東海労は、事実に反する不当な掲示であること明らかにし、名誉毀損、不当処分取消を求めて提訴し、所長掲示が名誉毀損であることが認められました。会社は、これを不服として高裁に控訴していました。

この裁判の判決が16日にあり、1審の判決が支持されました。所長掲示はデタラメで不当だということが明らかになったのです。

追記でした